

不在者投票事務に関する施設からのよくある質問

【目次】

- ・ 指定を受けて初めて不在者投票を行うとき（Ｑ１）
- ・ 不在者投票の概要（Ｑ２～Ｑ７）
- ・ 投票用紙等の請求について（Ｑ８～Ｑ１８）
- ・ 投票用紙等の交付について（Ｑ１９～Ｑ２３）
- ・ 代理投票について（Ｑ２４～Ｑ２８）
- ・ 外部立会人について（Ｑ２９～Ｑ３０）
- ・ 投票記載場所の設備など（Ｑ３１～Ｑ３６）
- ・ 不在者投票を行ったあとは（Ｑ３７～Ｑ３９）
- ・ 資材等の配送予定について（Ｑ４０～Ｑ４１）
- ・ 事務経費について（Ｑ４２～Ｑ４４）

指定を受けて初めて不在者投票を行うとき

Ｑ１

指定施設の指定を受けてはじめて不在者投票事務をするのですが、最初に何をしたらいいですか。

Ａ 不在者投票事務が円滑に行われるよう、入院（所）する選挙人の住所地や年齢などを整理した名簿を作成し、事務の混乱が起らないよう準備しておくことをおすすめします。

そして、入院（所）中の選挙人に不在者投票について周知し、投票するかどうか本人の意思を確認の上、選挙人からの請求依頼があれば、選挙人の住所地の選管あてに投票用紙等の請求をしてください。

不在者投票の概要

Ｑ２

指定施設が選挙人の投票区内にある場合、歩行が困難でないと不在者投票はできないのですか。

Ａ 選挙期日の当日に、①「職務若しくは業務又は用務に従事する場合」、若しくは②「①を除く用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在する場合」を除き、歩行が困難でない選挙人は、入院（所）中の指定施設での不在者投票はできません。期日前投票所又は投票日当日に投票所へ行ってもらうことになります。（事務取扱要領 P 3～4 参照）

Q 3

投票区とは何ですか。

A 各市区町村内において選挙人が投票する場所を定めた区域のことです。（一投票区ごとに一投票所が設置されています。）

指定施設及び選挙人がどの投票区に属するかは、該当する各市区町村の選管にお問い合わせください。

Q 4

付き添いがないと外出ができない選挙人で、投票日当日付き添いできない事情がある場合、指定施設で不在者投票ができますか。

A 付き添いする者がいないと歩行が困難な場合は、入院（所）中の指定施設で不在者投票をすることが可能です。

Q 5

選挙人が、入院（所）する指定施設に住所を移した場合、その施設で不在者投票はできますか。

A 施設の所在地が、入院（所）者の選挙人名簿がある市区町村の投票区内にある場合、不在者投票管理者が当該選挙人を投票日当日に歩行困難と見込まれると認めるとき又は他の事由がある場合には、施設内で不在者投票ができます。

歩行困難でない場合は、期日前投票所又は投票日当日に投票所に行ってもらふことになります。

なお、選挙人名簿の登録は住所移転から3か月経たないと行われないので、住所移転して間もないときは、指定施設内で不在者投票ができるケースもあります。

Q 6

指定施設で不在者投票を行った後、選挙期日までに亡くなられた場合や、急に他府県に転院（所）された場合、何か対応する必要がありますか。

A まず、投票の終わった不在者投票用紙は速やかに市区町村選管に送致してください。

選挙人が亡くなられた場合は、死亡届が役所に受理された後、選挙人名簿から抹消されることから、市区町村選管で受理・不受理の対象としない票（投票自体が無効である票）として整理されますが、指定施設においては選管にその旨の連絡をお願いします。

また、急に他府県に転院（所）された場合については、その選挙人の住所が変わらない限り（選挙人名簿に登録されている限り）、投票自体は有効となります。

Q 7

指定施設に入院（所）中で、選挙期日までに退院（所）予定の選挙人は不在者投票を行うことはできますか。

A 指定施設に入院（所）中に行う不在者投票であって、選挙期日当日に不在者投票を行うことができるいずれかの事由に該当するのであれば、入院（所）中の指定施設で不在者投票を行うことができます。

投票用紙等の請求について

Q 8

選挙人が認知症や成年被後見人で投票する意思が確認できない場合はどうしたらいいですか。

A 選挙人の投票意思を確認できる場合のみ、投票用紙等を請求できます。
本人の投票意思の確認が無いまま、請求を行うことがないようにしてください。

Q 9

入所中の選挙人が認知症で、本人からの依頼で投票用紙を請求したものの、意思がかなりあやふやで、不在者投票当日に「投票といわれても、誰に投票したらいいかわからない。どうしたらいいのか。」と不在者投票管理者側に尋ねるような状態である。このように、本人の意思の確認もままならない場合の対応はどうすべきでしょうか。

A このような場合、選挙人（入所者）の意思の確認に大変御苦勞をおかけしますが、最終的には本人からの「投票する」「投票しない」の意思表示により判断することになります。

選挙人（入所者）の状態や症状等により、個別の事例毎に対応いただき、本人の積極的意思が確認できる場合のみ、投票を行わせてください。

Q 10

投票用紙等を余分に請求することはできないのですか。

A 投票用紙等は、本人からの請求により請求できるものですので、余分に請求することはできません。

Q 1 1

代理請求の依頼は自書でないといけないのですか。また、押印は必要ですか。

A 代理請求の依頼は、①自書、又は②自書でない場合は押印いただく等、本人の意思に基づく請求であることを必ず書面で残すようにしてください。

なお、心身の故障等があり代理請求の依頼書を自ら記載できないような場合には、本人の意思により請求があったことがわかるように、文書により経過を残すようにしてください。

Q 1 2

自ら意思表示できない選挙人の「投票用紙の代理請求の依頼」を家族が代わりに行うことはできますか。

A 「投票用紙の代理請求の依頼」や「投票」は必ず選挙人自らの意思によるものでなければなりませんので、不在者投票管理者は、選挙人本人が投票する積極的意思があるかどうかを確認してください。

たとえ家族等からの依頼であっても、明らかに選挙人本人からの依頼でない場合は、投票用紙等の請求は行わないでください。

Q 1 3

選挙人が検査や手術等で予め本人の意思の確認ができないような場合、患者のために施設の方で先に投票用紙は請求しておき、不在者投票の当日、投票するかどうか確認の上、投票してもらうことはできますか。

A 投票用紙を不在者投票管理者が代理請求する場合は、必ず選挙人からの依頼に基づくものでなければなりません。本人の意思の確認ができていないのに代理請求することはできません。選挙人からの依頼は必ず書面（依頼書）で行うようにしてください。

Q 1 4

指定施設への入所が既に決まっている選挙人が投票を希望する場合、指定施設の長はその選挙人の投票用紙等を予め代理請求できますか。

A 「選挙の当日（投票日）に当該施設にあるべき選挙人」であれば、必ずしも代理請求を行う日に当該施設に入所している必要はないものと考えられます。

Q 1 5

不在者投票をするために投票用紙等を請求した後、事情が変わって、選挙期日当日に投票ができるようになった場合はどうすればいいですか。

- A 当該選挙人の住所地の市区町村選管に連絡の上、指示を受けてください。
なお、選挙期日に投票が可能であっても、不在者投票の要件を満たせば不在者投票は可能です。

Q 1 6

他の病院で不在者投票のために投票用紙等の代理請求を行った患者が、当院の定める不在者投票日までに転院してきた場合、その逆で当院が代理請求を行った患者が他の病院に転院した場合どのように対応すればよいか。

- A 当該選挙人の住所地の市区町村選管に至急連絡の上、指示を受けてください。
なお、転院の際に併せて住民票の異動があった場合、選挙の種類によっては投票できないことがあります。

Q 1 7

初めは投票しないと言っていた選挙人が、投票のできる期限間際に投票を希望した場合、どうすればいいのか。

- A 可能な範囲で対応をお願いします。その際、投票用紙等の請求、交付の手続きに時間を要することから、選挙人名簿が登録されている市区町村選管に連絡して相談してください。
また、そうした事態を避けるため、選挙人に対する事前説明は十分に行ってください。

Q 1 8

施設の長が近く異動の予定で、投票用紙の請求者と当日の不在者投票管理者が異なるのですが支障はないでしょうか。

- A その時点で適正な請求者、不在者投票管理者であれば支障はありません。

投票用紙等の交付等について

Q 1 9

投票用紙の請求は、公示（告示）日より前に行うことができますか。また、投票用紙の発送はいつ頃になりますか。

A 選挙期日の公示（又は告示）日以前でも、選挙人として登録されている市区町村の選挙管理委員会委員長に対して投票用紙の請求をすることができます。

投票用紙等の交付は、選挙の期日の公示（又は告示）日以前に請求のあったものについては、選挙の期日の公示（又は告示）日以後直ちに交付することとしています。

指定施設で投票日を定めて不在者投票を実施する場合には、公示（又は告示）日の直後を避けるなど、投票用紙等の受取可能時期を考慮して投票日を設定してください。

Q 2 0

不在者投票管理者が、投票用紙等を受領してから施設での不在者投票日までの間それらを預かっておくことはできますか。

A 不在者投票管理者は選管から投票用紙等を受領後、直ちに選挙人に交付し、署名又は受領印を徴することが原則になっていますが、不在者投票管理者は、投票用紙等を絶対紛失しないように管理いただく必要があるため、紛失が起らないようにできるだけ速やかに交付し、不在者投票を行うようにしてください。

Q 2 1

投票用紙等を選挙人に渡す際にもらう受領印は認め印でいいですか。
また、選挙人本人が署名できない場合はどうすればいいですか。

A 受領印は認め印でも構いませんが、必ず本人に押印してもらってください。印鑑がない場合は、本人の署名をもらうようにしてください。

もし、心身の故障等で本人の押印や署名ができないような場合は、後日のトラブルを避けるために、その経過を残すようにしてください。

Q 2 2

指定施設で投票用紙等を受領後に、万が一紛失した場合は、投票用紙等を再交付してもらうことはできますか。

A 再交付することはできません。不在者投票管理者においては紛失することのないよう、確実に管理してください。

Q 2 3

指定施設での不在者投票を行おうとする日に、既に候補者氏名等が記載された投票用紙を持参した場合、投票用紙の再請求は誰がすべきですか。

A 投票用紙の再請求は、本人でも代理でも請求することができます。

代理投票について

Q 2 4

認知症の選挙人の代理投票について、自書能力を有しない者ということで代理投票させてもいいですか。

A 代理投票については、選挙人に投票の意思があるけれども、文字を記載することができない者が、補助人の代理記載により投票するものです。

症状等は、程度の差があるため一律には言えませんが、認知症の選挙人が「投票の意思表示をすることはできるが文字の記載が難しい」といった場合には、立会人の意見を聴いて、代理投票をさせることは可能と考えられます。

Q 2 5

代理投票の補助者は2人必要とされていますが、そのうち、1人を立会人が兼ねることはできますか。また、不在者投票管理者が補助者を兼任することはできますか。

A 代理投票の補助者は、立会人や不在者投票管理者（或いは不在者投票管理者の補助者）が兼ねることはできません。

過去には、立会人がいない状態で投票が行われたことを理由に、訴訟となり選挙無効となった事例もあります。不在者投票管理者、立会人、代理投票の補助者が兼務をすることが無いようにしてください。

なお、代理投票の補助者の選任については、看護師や事務職員等その職は問いませんので、不在者投票管理者が管理する投票を記載をする場所において、投票に係る事務に従事する者（以下、「投票事務従事者」という。）のうちから2人選任してください。

Q 2 6

代理投票の補助者2名は、いつ選任すればいいですか。

A 投票事務従事者のうちから2人選任いただく必要があり、投票事務の進行に混乱を招かないためにも、あらかじめ補助者となる者を選任していただくことをおすすめます。

選任された補助者名や代理記載人等の記録は、てん末書に必ず記載して保管してください。

Q 2 7

代理投票の補助者に、選挙人の家族や成年後見人を選任することはできますか。

A 代理投票の補助者は、投票事務従事者のうちから 2 人選任いただく必要があります。

したがって、選挙人の家族や成年後見人を代理投票の補助者に選任することはできません。

Q 2 8

代理投票の補助者の氏名等は、投票用封筒に書かなくてよいのですか。

A 「代理投票の**仮投票**」でない場合は、投票用封筒に補助者の氏名を書く必要はありません。

ただし、てん末書には誰が補助者 2 名となり、誰が代理記載したかを記録してください。

外部立会人について

Q 2 9

外部立会人は必ず選任し、立ち合わせなければなりませんか。

A 公職選挙法第 49 条第 10 項の規定において、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施に努めなければならないとされているところですので、外部立会人については、不在者投票の公正な実施の確保の観点からも、積極的に立ち合わせていただきますようお願いいたします。

Q 3 0

外部立会人は施設の判断で設けなくてもよいか。

A 不在者投票事務に関する施設からのよくある質問と回答の Q 2 9 を御確認ください。

投票記載場所の設備など

Q 3 1

1つの施設内で、投票場所を複数設置しても問題ありませんか。

A 立会人、事務従事者をそれぞれ配置するとともに、不在者投票管理者が複数の投票場所の時間や場所を管理することができるのであれば差し支えありませんが、そのような管理が十分に行えるか慎重に検討してください。

Q 3 2

記載台や投票箱について、大きさや材質等に決まりはありますか。

A 投票の秘密が確保できるのであれば、特に決まりはありません。
例えば、記載台について一般的な机を用いる場合は、周囲から見えないように衝立を備える等の対応をしてください。

Q 3 3

投票用紙や外封筒の投票者名の記載に使う筆記用具に決まりはありますか。
また、外封筒裏面の立会人の署名に使う筆記用具に決まりはありますか。

A 投票用紙等の記載に使う筆記用具に特段の指定はありませんが、一般の投票所と同様に、黒色鉛筆を使用することをおすすめします。
また、外封筒裏面の立会人の署名に使う筆記用具はペンでも鉛筆でも構いません。

Q 3 4

指定施設の不在者投票記載場所に候補者の氏名等を掲示することはできますか。

A 公職選挙法においては、指定施設の不在者投票記載場所内での文書図画の掲示等は認めておらず、不在者投票記載場所の壁や記載台に候補者等の氏名を掲示したり、選挙公報などを貼ったりすることも認められていません。したがって、選挙人が不在者投票記載場所に、他の選挙人に見えるような状態で選挙公報や新聞等を持ち込むことは不適当なので注意が必要です。

なお、選挙人が他の人の目に触れない状態のメモ程度を持ち込んで、記載台でそれを見て投票するようなことまでは制限されていませんが、そのメモが放置されて後から記載する選挙人の目に触れないように十分注意してください。

Q 3 5

投票記載場所に持ち込むためのメモを書くことが難しい選挙人のために、職員等が代理でメモを書くことはできますか。

A 持ち込むためのメモを代理の者が記載することは、余計な疑義をもたれる可能性があるので避けてください。

Q 3 6

あらかじめ指定施設において投票日を定めて不在者投票を行う予定ですが、候補者が施設内に立ち入ることは可能ですか。

A 投票日を決めて投票する場合、不在者投票日に候補者が施設内に立ち入ることは、選挙の公正を守るためにも避けてください。

不在者投票を行ったあとは

Q 3 7

投票が終わった投票用紙等を送致するときは、どのような送致手段を使うのがよいですか。

A 事務経費には、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）の額が

Q 3 8

投票用紙の送付に関しては、郵便法等の改正によりできる限り早く（選挙期日の4日前まで）差し出すよう「指定病院等不在者投票事務取扱要領」に記載があるが、レターパックプラスを使用し、選挙期日3日前に差し出すことは可能か。

措置されているため、その使用を徹底するようにしてください。

A 要領の記載につきましては、普通郵便の翌日配達の廃止・土曜日配達が休止となったことを考慮したものであり、レターパックプラス等土曜日・日曜日・休日にも配達されるサービスにより選挙期日に間に合うのであれば3日前の差し出しでも構いません。

ただし、指定病院等での不在者投票は、選挙人が登録されている選挙人名簿のある市区町村の選挙管理委員会の委員長を経て、投票所の閉鎖時刻までに選挙人の属する投票区等の投票管理者に届いていなければなりませんので、その間の時間的余裕を考慮して、選挙人になるべく早く投票してもらうようご指導いただくとともに、期日までに余裕をもった投票用紙等の送致にご協力いただきますようお願いいたします。

Q 3 9

不在者投票のてん末書に様式はありますか。
また、てん末書はいつまで保存する必要がありますか。

A 不在者投票を実施した選挙で選ばれた議員の任期中は保存してください。てん末書に記載すべき内容は、おおむね次の事項を記載してください（事務取扱要領 P 25 参考）。

- (1) 選挙の種類
- (2) 不在者投票年月日及び時間並びに場所
- (3) 不在者投票管理者及びその補助者の職・氏名
- (4) 立会人の住所・氏名
- (5) 投票した選挙人の氏名
- (6) 代理投票を行った場合は、代理投票をさせた選挙人及びその補助者（2 人）の氏名
- (7) 代理投票の仮投票を行った場合は、その事由並びに仮投票をさせた選挙人及びその補助者（2 人）の氏名
- (8) その他必要と認める事項

資材等の配送予定について

Q 4 0

不在者投票関係の請求用紙等はいつ届きますか。

A 不在者投票の請求用紙や事務取扱要領等は 6 月 30 日（月）頃に届くよう配送予定です。

なお、送付予定の様式は京都府選挙管理委員会事務局 H P にも掲載しておりますので必要に応じて御活用ください。

Q 4 1

選挙公報はいつ届きますか。

A 選挙公報については、7 月 8 日（火）頃に配送を予定しています。

それまでは、京都府選挙管理委員会事務局ホームページを活用して選挙人に候補者等の情報を確認してもらってください。

事務経費について

Q 4 2

投票用紙を請求したけれど投票しなかった場合に、事務経費（1,236 円）を請求することはできますか。

A 投票せずに投票用紙と封筒を選挙管理委員会事務局に返送した場合は経費請求の対象外となりますので、経費請求の際にはお気を付けください。

Q 4 3

外部立会人に係る所要経費は、いったん施設が負担しなければいけないのですか。

A いったんは施設での負担をお願いします。後日、外部立会人に係る経費の請求を京都府選挙管理委員会事務局にさせていただく必要があるので、外部立会人に謝金を支払った際は、領収書を必ず保管しておいてください。

また、請求に当たっては、謝金領収書と外部立会人に係る市区町村の選定通知書の写しを添付してください。

Q 4 4

外部立会人の旅費はどうすればいいですか。

A 外部立会人に係る所要経費には旅費も含まれていますので、別途旅費を算出いただく必要はありません。